

令和7年6月24日

関係各位

名古屋税関

名古屋税関監視部・業務部（本関）における  
開庁時間の変更について（お知らせ）

時下ますます御清祥のことと、お慶び申し上げます。

また、平素から税関行政に御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、名古屋税関では近年の行政需要を踏まえ、関税法（以下「法」という。）第19条の規定に基づく開庁時間を下記のとおり本年7月1日より変更することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、開庁時間外の各種手続につきましては、従来と同じく「開庁時間外の事務の執行を求める届出」をしていただくことにより対応いたします。

記

1. 監視部

	現行	令和7年 7月1日以降
保税工場・総合保税地域外における保税作業の許可（法第61条・法第62条の15）	平日 08:30-17:45	平日 08:30-17:15
保税展示場・総合保税地域外における使用の許可（法第62条の5・法第62条の15）	平日 08:30-17:45	平日 08:30-17:15
別送品の輸出入の許可（法第67条）	平日 08:30-17:45	平日 08:30-17:15

2. 業務部

輸出入通関等（法第67条（別送品除く）等）	現行	令和7年 7月1日以降
平日	08:30-21:00	08:30-19:00
土曜日	08:30-17:00	08:30-17:00
日曜日	08:30-17:00	08:30-17:00
休日	08:30-17:00	08:30-17:00
証明書類の交付（法第102条第1項）	平日 08:30-17:45	平日 08:30-17:15

【問合せ先】

監視部管理課（052-654-4020）

業務部管理課（052-654-4030）